

## 平塚市スマート農水産業導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に基づき平塚市が認定した農業経営体（以下「認定農業者」という。）並びに第14条の4に基づき平塚市が認定した農業経営体（以下「認定新規就農者」という。）及び市内に主たる経営基盤を持つ別表1に掲げるいずれかのもの（以下「水産業者」という。）が、ロボット・AI・IoT等の先進技術を活用した農水産業機械等（以下「スマート農水産業」という。）の導入により、農水産業経営の拡大及び効率化を推進する本市農水産業のモデルを創出し、食料の安定供給や生産量の増大が図られるよう、平塚市スマート農水産業導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金申請年度の前年度までに資格保有者（認定農業者・認定新規就農者・水産業者）であるもの又は補助金申請年度中に資格保有者となるもの
- (2) 補助金交付後も継続して資格保有者として農水産業経営を行い、さらに将来、農水産業経営を継続する見込みのあるもの
- (3) 事業実施後に、参入希望者の研修先や視察先として本市が協力を要請した際には、受け入れることに同意するもの
- (4) インターネット環境に接続可能な電子計算機等を所持し、平塚市に対して電子申請が可能であるもの
- (5) 共同利用を伴う場合には、複数の経営体の内1名以上が資格保有者であるもの又は補助金申請年度中に資格保有者となるもの

(対象者からの排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、同条例第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者は、対象者とししないものとする。

2 市長は、申請者が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(対象事業及び対象事業費)

第4条 補助の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、スマート農水産業を推進するうえで必要となる別表2に掲げるもので、事業費、消費税及び地方消費税、諸経費などを合わせた事業全体に係る費用が10万円以上の事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象とはしない。

(1) 工事期間が長期であり、年度内に完了しない（又は、完了しない恐れのある）事業

(2) 平塚市の他の補助金等への申請をしている事業、既に補助を受けている又は交付の決定がされている事業

(3) 交付申請時に既に実施している事業又は終了している事業

3 補助の対象となる事業費（以下「対象事業費」という。）、補助率等は、別表2に定めるとおりとする。

4 国、県等の補助金等を併用する場合は、当該補助額を控除した額を補助対象経費とみなす。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、市長が定める日までに平塚市スマート農水産業導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業計画書

- (2) カタログ、技術資料、設計図書、見積書など、事業の概要及び費用が分かる資料
- (3) 直近の確定申告書の写し、決算書の写し又は前年度の収入が分かるものの写し
- (4) 共同利用の場合においては、その組織の規約に類するもの及び名簿が分かる書類（総会資料等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市長は、規則第6条の規定による申請に係る書類等の審査を実施し、補助を行う対象事業を決定する。

2 前項の審査においては、次の要件をいずれも満たすものを対象事業とする。

- (1) 事業が農林水産省による「スマート農業技術カタログ（令和6年7月更新）」に記載されているもの又はこれに準ずるもの。
- (2) 事業計画の内容が農水産業経営の改善に資するもので、かつ実現可能であるもの。

(交付決定)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、平塚市スマート農水産業導入支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(事業の変更等)

第8条 事業の変更等の事由がある場合、補助金の交付申請を行ったものは、規則第8条第1項の規定により、速やかに平塚市スマート農水産業導入支援補助金変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）により市長に申請し承認を受けなければならない。

2 事業内容の変更の承認を申請する場合には、変更された事業の内容を確認するために、第5条の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

3 事業の変更・中止・廃止の申請がされた際には、市長は速やかに、平塚市スマート農水産業導入支援補助金変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）によりその決定内容を通知するものとする。ただし、既に補助金の交付の決定がされているときは、

平塚市スマート農水産業導入支援補助金交付変更決定通知書（第5号様式）によりその決定内容を通知するものとし、平塚市スマート農水産業導入支援補助金変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）による通知を行わないものとする。

（状況報告等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、対象者から対象事業の遂行状況等に関し報告を求め、又は調査をすることができる。

2 市長は、事業終了後の翌年度以降に、事業の状況等に関し報告を求め、又は調査をすることができる。

（事業報告）

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業終了後に平塚市スマート農水産業導入支援補助金事業報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する市の会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知は、平塚市スマート農水産業導入支援補助金額確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金の請求及び精算）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたものは、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の取り消し）

第13条 市長は、規則第13条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）規則又は本要綱に違反したとき

（2）不正な手段により補助の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 補助事業が完了する見込みがないとき
- (5) 調査を拒否し、又は妨害したとき
- (6) 補助金の交付以降に、相当の理由なく休止・廃業したとき

2 取り消しの決定の通知は、平塚市スマート農水産業導入支援補助金取消決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて一部又は全部の補助金を返還させるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第15条ただし書きに規定する「市長が別に定める期間」は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年が経過するまでとする。なお、対象者が死亡した場合や対象事業費の算定根拠となった施設等が全損した場合など、特別な場合においてはこの限りではない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金を交付することについて、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 1 条関係）

- (1) 3 者以上の地元漁業者等が組織する団体又は地元漁業者等により構成される漁民会社（代表者および組織、運営等についての定めがあること）
- (2) 漁業協同組合
- (3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者（認定漁業者）

別表 2 (第 4 条関係)

対象事業	対象事業費	補助率
(1) 高度な環境制御による栽培施設システムの導入	モニタリング機器、複合・統合環境制御機器、CO <sub>2</sub> 発生装置、ミスト発生装置などの購入費及び設置費	3分の1以内 ※ 補助金額 300万円 を上限とする。
(2) ロボット技術を活用した最新技術搭載型の機械の導入	農業用ドローン、自動走行農業機械、農業用アシストスーツ、リモコン草刈機、自動判別機能付きの収穫機・選果機などの購入費	
(3) 水産業者が使用するICT(IOT)関連技術、ロボット・省力化機械関連技術の導入	水中カメラ、漁獲報告電子化システム、ドローン(水中を含む)、アシストスーツなどの購入費及び設置費	
(4) 上記以外の先進技術等の導入	上記以外に市長が認めたもの	

## 備考

1 農水産業経営以外での使用が可能となる汎用的な情報通信機器(パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン等)の購入経費及びリース料並びにその通信料、対象事業に係り導入した各種機器等のメンテナンス経費や保険料等は、対象事業費に含めないものとする。

ただし、対象事業費のうち、農業用ドローンなどの使用に際して必要となる操作講習費用等(交通費、宿泊費等は除く)を事業に含めることができるものとする。

2 (1)及び(2)の事業については、農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されているものや、その他本市の農業に影響のある最先端の技術が活用された事業を基本とする。

3 対象となるシステム・機器等は、複数の組み合わせができるものとする。ただし、複数のシステム・機器を導入する場合は、そのうちひとつ以上をデジタル技術と連動したものとする。

- 4 (3) 及び(4)の事業については、先進性が認められるものとする。
- 5 補助金額は、予算の範囲内とする。
- 6 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 消費税及び地方消費税については対象事業費に含めないものとする。